

Client Alert

15 June 2026

米国：重要商標判決紹介（2025年）—消費者による異議申立ての限界

「RAPUNZEL」事件：CAFC 判断を最高裁が維持（certiorari 却下）

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com

2025年5月22日、米国連邦巡回控訴裁判所（Federal Circuit）は、Curtin v. United Trademark Holdings, Inc. 事件において、玩具・人形を指定商品とする「RAPUNZEL」商標の登録に対し、消費者が行った異議申立てについて、Lanham Act § 1063に基づく法定の申立適格を欠くとして、商標審判部（TTAB）の判断を支持した。

さらに、2026年4月、米国連邦最高裁は上告受理申立て（certiorari）を却下し、本件に関するCAFC判決はそのまま確定した。

1. 事案の概要

United Trademark Holdings, Inc.（UTH）は、2017年11月、「RAPUNZEL」を人形・玩具（第28類）について商標出願し、2018年4月、USPTOにより公告された。

これに対し、Rebecca Curtin（法学部教授・人形コレクター）は、公告期間内に異議申立てを行い、以下を主張した：

- 「RAPUNZEL」は著名な童話キャラクター名であり普通名称／記述的である。
- 商標として機能しない。
- 登録が認められれば競争が制限され、商品価格の上昇、消費者の選択肢の減少、二次創作や商品開発の萎縮が生じる。

2. 手続の経過

(1) TTAB

当初、TTABは申立適格を認めたものの、その後手続を分割し、申立適格を先行審理した結果、Lexmark判例の枠組みを適用し、Curtinの異議申立てを却下した。その理由を、消費者はLanham Actの保護法益（zone of interests）に含まれないこと、主張された損害は間接的であり、近接因果関係を欠くこととした。

(2) CAFC（2025年5月22日）

CAFCはTTABの判断を全会一致で支持し、以下を明確化した。



- 異議申立てにも Lexmark 基準が適用される (Lanham Act § 1063 (異議) と § 1064 (取消) は実質的に同様の構造を有するため、zone of interests + proximate cause の 2 要件が適用される)。
- 本件の保護対象は「商業的利益」である。普通名称・記述性に関する規則は、競争制限の防止という商業的利益を保護するものである。よって、単なる消費者は原則として申立適格を有しない。
- 損害は「下流的 (downstream)」では不十分である。消費者の不利益は、まず競業者に生じる影響の結果にすぎない。よって、因果関係が遠すぎる (too remote)。

(3) 最高裁 (2026 年 4 月) – certiorari 却下

Curtin は 2025 年 10 月、最高裁に上告受理を申し立て、主に以下を主張した：

- Lexmark 基準は裁判上の請求原因 (cause of action) に関するものであり、行政手続 (TTAB) に適用すべきでない。
- 他の巡回区との間で、行政手続における standing 法理の適用について不一致がある。
- 消費者を排除する解釈は、Lanham Act の目的 (消費者保護) と矛盾する。

これに対し UTH は、以下の通り反論した：

- CAFC は Article III (合衆国憲法第 3 条) の standing を持ち込んだのではなく、Lexmark に基づく法解釈を行ったにすぎない。
- Lanham Act は本質的に商業主体の利益保護法である。
- 消費者による広範な異議を認めれば、登録制度が不安定化する。

最高裁は 2026 年 4 月に certiorari を却下し、CAFC の判断が維持された。

実務上の示唆

1. 「Any person」は無限定ではない

条文上 (§ 1063) は広く見えるが (Any person who believes that he would be damaged... file an opposition...)、実務上は当該異議理由が保護する利益との関係で限定的に解釈される。

2. 商業的利益が中核的要件

特に、普通名称 (generic)、記述性 (descriptive)、商標機能欠如に関する点に基づいて異議申立てを行うためには、競業者・市場参加者としての具体的利害が不可欠である。

3. 消費者的主張は原則として不十分



異議申立てを行うためには、消費者の観点から「競争が減る」や「価格が上がる」といった主張では、あくまで間接的な損害とみなされ、不十分である。

4. TTAB 手続における「入口規制」の強化

本事案は、実体論に入る前に異議申立て適格段階で排除される可能性もあることを改めて示すものである。

5. 射程の限定にも留意

裁判所は、すべての規定で商業的利益が必要とは限らないことも認めているため（例：国家標章等）、異議理由ごとの分析は引き続き重要である。